

ひょうご事業改善レビュー外部委員会設置要綱

(設置)

第1条 県政改革方針に基づくひょうご事業改善レビュー（以下「レビュー」という。）の実施にあたり、専門的見地からの意見を得て、施策改善を図るため、ひょうご事業改善レビュー外部委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) レビュー対象事業に対する点検・意見の提出等
- (2) その他レビュー全般に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる6人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。

- 2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから、知事が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、3人以上の委員の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(謝金)

第7条 委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員

会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部県政改革課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

氏 名	主 な 役 職
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
小田垣 栄司	株式会社ノブリータ 相談役
瀧井 智美	株式会社 ICB 代表取締役
中尾 志都	公認会計士
福田 直樹	兵庫県立大学大学院社会科学研究科経営専門職専攻 准教授
別府 幹雄	元株式会社ガバメイツ 代表取締役社長

ひょうご事業改善レビュー外部委員会設置要綱第7条に規定する謝金の額

ひょうご事業改善レビュー外部委員会設置要綱第7条に規定する委員等の謝金の額は、下記のとおりとする。

委員等が会議の業務又は会議開催に係る打合業務に従事した時は、次に定める額を支給する。

業務の従事時間を30分単位（30分に満たない端数がある場合はこれを30分とみなす。）とし、1単位相当の単価は3,100円とする。

1時間当たりの単価6,200円 $\times$ 30分 $\div$ 1時間=3,100円